

# 相続

ご自身や、ご家族にとって大切な「財産」「心のよりどころ」「安心」をお守りし、未来につないでゆくためのお手伝いをいたします

【相続とは】亡くなった方の「財産」を今後どうしていくのか「残された財産を亡くなった方と親しい人たちに継承させていくための法律」によって考えられたものです。

相談、見積もりは無料です!!

50年の実務経験からお答えします!!!

お見積もり・  
ご相談は

**無料**

お電話・・・

**086-421-9191**

平日 8:30～18:00

土日 8:30～12:00

メールは・・・

お問い合わせフォームから

## 当方でお手伝いできるのは

### 亡くなった方の思いを引き継ぐ…………… 相続

- ▶ 亡くなった方の財産を子孫たちでどうするのか、皆で協力して「誰が」「何を」受け継ぐのか、それを決めていきます。

### ご自身の意思を未来に残すための…………… 遺言

- ▶ ご自身が生きている間に、財産をあらかじめ誰に渡すのか、定めます。

### 死んだ父が借金まみれ…………… 相続放棄

- ▶ 父や母が大借金して亡くなってしまった、財産よりも負債が多い場合は全てを放棄することもできます。

### 父・母の認知症が心配…………… 後見人

- ▶ 老化で父や母が認知症に・・・でも大丈夫。父母の代わりに財産管理を誰かが責任を持ってやってくれます。

**令和6年より相続登記が義務化されます!!**  
**違反者は10万円以下の過料が!!!!**

**CAUTION**

でも相談は無料です!!

## 相続登記に関するトピックス 法改正

全国各地で「空き家」や「所有者不明土地」によるトラブルが増加している現状対策として各種法律の改正が令和5年4月より少しずつ施行されていきます

- ▶ **亡くなった方が所有者として登記されたままの「土地」「建物」を放置していませんか?**  
→ 相続登記が **令和6年4月1日から義務化予定**です
- ▶ **住所が変わった後の登記は お済ですか?**  
→ 住所等の変更登記は **令和8年4月までに義務化予定**です

### 法改正のポイント

1. 相続登記の義務化【正当な理由なき義務違反は10万円以下の過料の対象】(令和6年4月1日施行予定)

●相続人であることを知ってから **3年以内** に相続登記をすることが義務化

↓  
遺産分割協議がなかなか整わない場合は、登記官にその旨を申請することにより義務を履行したことになります

2. 相続人申告登記 (令和6年4月1日施行予定)

3. 遺産分割に関する新ルールの導入 (令和5年4月1日施行予定)

●遺産分割協議が整った日から **3年以内** に相続登記をすることが義務化

4. 住所等の変更登記の義務化【正当な理由なき義務違反は5万円以下の過料の対象】(令和8年4月までに施行予定)

## 相続

内 容		報酬額
調 査	相続人の調査	相続人調査のための戸籍類の取得 800 円 / 通 相続関係説明図作成 5,000 円～ (法定相続情報一覧図の作成)
	不動産の調査	情報サービスの取得 3,000 円 / 通
相 続 手 続 き	・ 決まった相続内容を書面にする	遺産分割協議書の作成 15,000 円～
	・ 不動産の所有権を相続人に移転する (不動産の名義変更)	相続登記 申請書作成 代理申請 35,000 円～ * 登記申請時、法務局に納付する登録免許税 (不動産評価額 × 4/1000) が別途となります
	・ 自筆の遺言書がある場合	裁判所への「検認申立」のお手伝い 20,000 円～
	相続財産に ・ 未登記家屋がある場合 ・ 農地がある場合	市区町村への所有者変更申請 5,000 円～ 農業委員会への届出 10,000 円～ * 農地転用をされる場合は別途となります
	・ 森林がある場合	林業担当課への届出 10,000 円～
	・ 預貯金がある場合	金融機関での手続きをお手伝いします 30,000 円～ / 一金融機関

下記費用は別途となります

- ・ 役場で取得する書類の実費 (例: 戸籍 1 通 450 円、原戸籍 1 通 750 円 等)
- ・ 法務局等で取得する書類の実費 (全部事項証明書 1 通 600 円、登記情報サービス 1 通 332 円)
- ・ 登記申請時、法務局に納付する登録免許税 (不動産評価額 × 4/1000)
- ・ 消費税、通信費、交通費、裁判所手続き費用

上記は、一般的な相続登記を想定しております。相続人が多数の場合や何世代にもわたる場合、相続不動産が多数である場合、他府県にわたる場合等、料金が変わってまいりますので、詳しくは無料相談にてお尋ねください。

## 相続放棄、特別代理人、不在者財産管理人 について

内 容		報酬額
相 続 放 棄	・ 相続財産を負債が超過している…	相続放棄申述書作成 裁判所への提出 30,000 円～ * 同時に放棄する方が複数おられる場合はご相談ください (目安 2 人目 12,000 円～)
特 別 代 理 人	・ 遺産分割するにあたり 未成年が相続人である場合	特別代理人選任申立書作成 50,000 円～
不 在 者 財 産 管 理 人	・ 相続人がいない場合	裁判所への提出 不在者財産管理人選任申立書作成 50,000 円～

下記費用は別途となります

- ・ 裁判所提出時、収入印紙 800 円と予納郵券 (切手) が別途必要です。
- ・ 役場で取得する書類の実費 (例: 戸籍 1 通 450 円、原戸籍 1 通 750 円 等)
- ・ 法務局等で取得する書類の実費 (全部事項証明書 1 通 600 円、登記情報サービス 1 通 332 円)
- ・ 消費税、通信費、交通費 等

上記は、一般的ケースを想定しております。相続人が多数の場合や何世代にもわたる場合、相続不動産が多数である場合、他府県にわたる場合等、料金が変わってまいりますので、詳しくは無料相談にてお尋ねください。

	内 容	報酬額
遺言	・公正証書遺言の作成 作成サポート 公証役場との必要連絡等	28,000 円～
	証人立会	3,000 円 / 名 倉敷市内 5,000 円 / 名 岡山県内
生前贈与	・不動産の所有権を受贈者に移転する 贈与証書の作成 贈与登記 申請書作成 代理申請	45,000 円～

下記費用は別途となります

- ・登記申請時、法務局に納付する登録免許税（不動産評価額 × 20/1000）
- ・消費税、通信費、打合せ交通費等
- ・法務局、役場等で取得する書類の実費（例：全部事項証明書 1 通 600 円、評価証明書 1 通 300 円）
- ・上記は、一般的な登記を想定しております。当事者が多数の場合や、対象物件が多数である場合、他府県にわたる場合等、料金が変わってまいりますので、詳しくは無料相談にてお尋ねください。

## 後見制度の活用

裁判所に申し立てることにより、裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人が、取引や契約などの際にご本人に合わせて、代理権、同意権、取消権を用いてご本人を援助する制度です。

	内 容	報酬額
成年後見人申立 保佐人申立 補助人申立	お打ち合わせをしながら、申立書の作成を行います。	100,000 円～ / 1 件

下記費用は別途となります

- ・裁判所提出時、収入印紙 800 円と予納郵券（切手）が別途必要です。
- ・役場で取得する書類の費用（例：戸籍 1 通 450 円、住民票 1 通 300 円、評価証明書 1 通 300 円 等）
- ・法務局等で取得する書類の実費（例：全部事項証明書 1 通 600 円、登記情報サービス 1 通 332 円 等）
- ・消費税、通信費、交通費 等

上記は、一般的ケースを想定しております。関係者が多数の場合、ご本人の財産が多数である場合、他府県にわたる場合等、料金が変わってまいりますので、詳しくは無料相談にてお尋ねください。